

**「認定の基準」についての指針
- JIS X 25051に係る試験 -**

JAB RL366:2015

初版：2015年04月01日

公益財団法人日本適合性認定協会

「認定の基準」についての指針 - JIS X 25051に係る試験 -

1. 適用範囲

この指針は、JIS Q 17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に適合した試験所（試験事業者を含む 以下「試験所」と言う）であって、JIS X 25051「ソフトウェア製品の品質要求及び評価（SQuaRE） 商用既製（COTS）ソフトウェア製品に対する品質要求事項及び試験に対する指示」の第6項に規定する試験文書を作成するのに必要な試験を行う試験所を JAB が認定審査する際に適用する。

2. 用語の定義

2.1 試験文書

JIS X 25051 第6項に規定する試験文書をいう。

2.2 試験計画書

JIS X 25051 第6.1.3.1 a)項で規定する試験計画書をいう。

2.3 試験説明

JIS X 25051 第6.1.3.1 b)項で規定する試験説明をいう。

2.4 IT 検証技術者認定（IVEC）

一般社団法人 IT 検証産業協会（IVIA）が実施する IT の検証技術者の認定制度

3. 要求事項

3.1 試験文書に含まれる試験計画書及び試験説明の内容を決定する要員は IVEC のレベル4以上の資格を取得しているか、それと同等の力量を有する必要がある。

3.2 試験方法は試験計画書及び試験説明の内容で決定されるが、一般にソフトウェアの品質を確認する試験方法について妥当性を客観的に確認することは極めて困難であり、試験方法の妥当性は試験方法作成者の力量に依存する。このために 3.1 項を満たした試験について JIS Q 17025 の以下の項目は非該当とする。

5.4.3 項 試験所・校正機関が開発した方法

5.4.4 項 規格外の方法

5.4.5 項 方法の妥当性確認

3.3 試験はソフトウェアを動作させて動作結果が予定通りであるか否かを確認するものである。従って試験には JIS Q 17025 の以下の項目は該当しない。

5.4.6 項 測定の不確かさの推定

5.6 項 測定トレーサビリティ

以上

公益財団法人 **日本適合性認定協会**
〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1
五反田 AN ビル 3F
Tel.03-3442-1217 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で掲載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。